



# 神奈川県社会人サッカーリーグ（KSL-1～3）運営要項

本運営要項（以下要項と称す。）は、一般社団法人神奈川県サッカー協会事業部第1種社会人部会サッカーリーグ規約に基づき定める

## 第1章 名称及び目的

第1条 本リーグの名称は、神奈川県社会人サッカーリーグ（略称KSL-1～3）と称す

第2条 本リーグは、一般社団法人神奈川県サッカー協会 事業部第1種社会人部会の統括を受け、神奈川県内のサッカー水準の向上、及び振興と相互の親交を深めることを目的とする

## 第2章 運営委員会/各ブロック幹事会の役割

第3条 1～2部運営委員会並びに3部リーグ各ブロックは、下記の事項について審議する

- (1) リーグ運営要項の決定
- (2) 役員を選出
- (3) リーグ戦日程の決定
- (4) リーグ運営経費の決定
- (5) 賞罰の審議及び決定
- (6) 登録選手の資格審査
- (7) スポーツ保険加入の確認
- (8) 記録の保存と表彰及び順位決定
- (9) その他重要事項

## 第3章 役員及び役員分担

第4条 1～2部運営委員会、3部リーグ各ブロックは、次の役員を置く

- (1) 運営委員長並びにブロック幹事(3部リーグは各ブロックにつき幹事1名)  
各リーグを代表し、第1種社会人部会に参画し本リーグの統轄を行い決定事項の責任を取る
- (2) 副運営委員長(1名)も各リーグを代表し、第1種社会人部会に参画する。また、運営委員長の補佐をする
- (3) 会計委員(1名)  
各リーグの会計を管理統括する

第5条 役員を選出

- (1) 運営委員会役員および運営委員は、運営委員会及び3部リーグ幹事会等各ブロックの集まりにおいてそれぞれ選任する
- (2) 運営委員長および副委員長・会計、3部リーグ各幹事は運営委員がこれを互選する

## 第4章 年間運営費及び経費内容

第6条 本リーグの年間運営費は、各リーグにおいて下記の必要経費について支出をする

- (1) 1部・2部運営委員会及び3部リーグ各ブロックの諸経費。(連絡費・会議費・資料コピー・その他)
- (2) リーグ戦全試合の審判料については各チームの負担とする
- (3) グラウンド使用料については、各チームの負担とする(各リーグの取り決めに準ずる)
- (4) 表彰等の経費(各リーグの取り決めに準ずる)



## 第5章 登録チーム及び登録選手

第7条 本リーグに参加する登録チーム及び登録選手の資格は、第1種社会人サッカーリーグ規約による試合毎の登録（エントリー）は、運営委員が未登録及び未エントリーのないことを確認する  
なお、不正等を発見した場合は、書面をもって運営委員会、3部リーグは各ブロック幹事へ報告し第1種社会人部会へ報告する。その後の処置については、第1種社会人部会部会長及び規律委員会委員長が協議の上決定する

「クラブ申請」が認可されたチームの\*他種別選手は、1チーム5名エントリーし、5名まで出場することができる。

外国籍選手は、1チーム3名エントリーし、3名まで出場することができる

追加登録・移籍については随時認める。

なお、同一母体又は同系列チームとみなされるチーム及びエントリー制度を採用したチームにおいてはそれぞれチーム内での移籍は別途規則により規定される。

\*他種別選手とは第2種登録選手の事をさす

## 第6章 試合方法及び競技要項

第8条 各リーグの試合方式は、リーグ細則によるものとする。ただし、下記の採点方法で順位をつける  
なお、1部リーグの1・2位の2チームは関東社会人選手権大会の出場義務を負う。なお、関東社会人選手権大会への出場チーム数は年度ごとに変化することがある。降格については、「KSL 昇降格基準」によるリーグ戦の採点方法

1. 勝ち点は、勝ち（3点）、引き分け（1点）、負け（0点）とし、勝ち点の多いチームを上位とする
2. 勝ち点が同点の場合は、得失点差の多いチームを上位とする
3. 得失点差が同点の場合は、総得点の多いチームを上位とする
4. 総得点が同点の場合は、対戦成績で勝ちのチームを上位とする
5. 対戦成績が引き分けの場合は、プレーオフを行う（日程その他の状況により抽選の場合もある）
6. 必要に応じて入替戦をおこなうことがある

第9条 本要項以外の競技規則は、(公財)日本サッカー協会より発行された当該年度の「サッカー競技規則」及び「(公財)日本サッカー協会決定事項による

(1) 競技時間及び人数

競技時間及び試合成立人数は各リーグの運営細則に則る

(2) 出場選手の登録及び交代

試合毎の選手登録（エントリー）は、交代要員11名を含め22名までとする

なお、ベンチ入りスタッフは監督を含め6名以内とする。交代回数はリーグ運営細則に則る

(3) 警告による出場停止

本リーグ戦で累積された警告が規定数以上となった選手は、このリーグで定められた試合数に出場できない。但し、この大会で処分の消化ができない場合は別の大会に持ち越さずに消滅する

(4) 退場による出場停止

本リーグ戦中に退場を命じられた選手は、次の公式戦1試合に出場することはできない。それ以降の処置については大会規律・フェアプレー委員会が決定する

(5) 棄権

各リーグ運営細則に則る。重大な事象が起きた場合の処置は第1種社会人部会部会長及び規律委員会委員長が協議の上決定する

(6) ユニフォーム及び背番号

ユニフォーム規定に準じたリーグへ登録済みのものを着用することとする。なお広告が掲示されているものについては別途広告申請承認を受けたものでなければならない。なお、広告申請承認書は試合毎に持参すること。背番号については各リーグ細則に則る



(7) 用具

インナーの着用、ソックスに巻くテープの色などは各リーグ運営細則に則る。ただし、大会毎に規定があるため大会要項を必ず確認すること

(8) 懲罰

試合中、試合後に関わらず重大な事案が発生した場合の対処は公益財団法人日本サッカー協会規約規程に則り、大会（リーグ）規律委員会を設け、委員長は社会人部会長 小森哲史 委員については部会長が決定し別途審議の上懲罰を与えることがある

## 第7章 附 則

第10条 この運営要項の改廃は、1部・2部各運営委員会、および3部リーグブロック幹事会で審議し議決を経て、一般社団法人神奈川県サッカー協会事業部第1種社会人部会の承認を必要とする

第11条 本運営要項は、令和5年4月2日より実施する

発行日	平成18年4月7日
発行元	第1種社会人部会
発行責任者	第1種社会人部会
改定日	平成17年4月2日
	平成19年4月7日
	平成20年4月5日
	平成21年4月4日
	平成22年4月3日
	平成23年4月2日
	平成25年4月7日
	平成26年4月5日
	平成27年4月4日
	平成28年4月2日
	平成29年4月1日
	平成30年4月7日
	平成31年4月6日
	令和3年4月3日
	令和4年4月3日
	令和5年4月1日